

平成 29 年 6 月 1 日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課

課長 竹埜 誠一

課長補佐 森本 拓生

電話 088-885-6052

報道関係者各位

6 月の「外国人労働者問題啓発月間」について

「外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」

厚生労働省では、外国人労働者について、その適正な雇用・労働条件を確保するとともに不法就労の防止を図るため、毎年 6 月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。

高知労働局（局長 園田智幸）では、当月間において、事業主、事業主団体等をはじめ、広く国民全般を対象に外国人労働者問題に関する周知・啓発を行います。

外国人労働者問題啓発月間の具体的な取組内容

1. 実施期間

平成 29 年 6 月 1 日(木) ～ 6 月 30 日(金)

2. 標語

「外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」

3. 取組内容

(1) 月間ポスター、パンフレット等による広報周知

高知労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）、事業主団体及び関係機関等における掲示及び配付等により周知啓発を行う。（資料No.1）

(2) 外国人雇用状況届出制度の周知、啓発及び協力要請（資料No.2）

高知労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）、事業主団体及び関係機関等を通じて、外国人労働者問題に関する積極的な周知、啓発及び協力要請を行う。

特に「外国人雇用状況届出制度」のより適切な実施を図るため、事業主等へなお一層の周知広報を実施する。

(3) 外国人指針に基づく外国人労働者の雇用管理改善等についての周知、啓発及び指導（資料No.2）

事業主団体及び各事業主等に対し外国人の雇用、労働条件に係る取扱い等の基本ルールについて適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を集中的に行う。特に技能実習制度については全国的に問題が発生しているケースもあることから、事業所訪問による雇用管理指導を重点的に行う。

また各種会合等の機会をとらえ、外国人雇用対策に係る資料を配布する等、周知・啓発に努める。

（別添資料）

- ・資料No.1 リーフレット「6 月は外国人労働者問題啓発月間です」
- ・資料No.2 パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」

「外国人雇用はルールを守って適正に

～外国人が能力を発揮意欲できる適切な人事管理と就労環境を！～

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

我が国において増加傾向にある外国人労働者について、その適正な雇用・労働条件を確保するとともに、不法就労の防止を図るため、政府では毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。

厚生労働省では、当月間において、事業主、事業主団体等をはじめ、広く国民全般を対象に外国人労働者問題に関する周知・啓発を行うこととしています。

☆ 外国人を雇用する事業主のみなさまへ

ご存じですか？

雇入れ・離職の際の届出と雇用管理は事業主の責務です！

雇用対策法（平成19年10月1日施行）に基づき

- ① 外国人雇用状況報告制度が義務付けられました。
- ② 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針が作成されました。

I. 外国人の雇用状況を適切に届け出ていますか？

外国人労働者（特別永住者等を除く）の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格、在留期間等を、ハローワークへ届出ることが義務付けられています。

届出はハローワーク窓口の他、ハローワークインターネットサービスからの申請もできます。

(URL <https://www.hellowork.go.jp/index2.html>)

II. 外国人労働者の雇用管理を適切に行っていますか？

外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課されました。事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容、再就職の促進に関するポイントについて定めていますので、これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

(厚生労働省 HP⇒<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>)

平成24年5月7日から「高度人材に対するポイント制」が始まりました！

「ポイント制」とは、高度人材（現在でも就労が認められている外国人のうち高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受け入れを促進するため高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。制度の詳細は法務省入国管理局 HP を参照ください。

(法務省入国管理局 HP⇒http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)

* 「ポイント制」の対象となる方の在留資格は「特定活動」となります。外国人雇用状況の届出には、外国人登録証（24年7月9日以降は在留カード）のみでは具体的な活動類型が確認できないので、旅券に添付されている「指定書」を確認の上、届出いただくようにお願いします。